

香芝市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年1月5日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

企画部（ICT推進課）

第4 監査の実施期間

令和4年9月28日から令和4年10月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 長期継続契約の契約期間については、香芝市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（以下「長契条例」という。）第3条の規定により、5年

以内と定められ、同条ただし書きにより、市長が特別に理由があると認めるときに限り、契約期間が5年を超える契約を締結することができるようになっている。また、契約に係る経費については、地方自治法第234条の3の規定により、長期継続契約による場合でも、各年度においては、当該経費の予算の範囲内でその給付を受けなければならないとされている。

今回の定期監査の対象となった長期継続契約の中に、契約期間が5年を超える契約があり、5年を超える理由は、委託業務の準備期間を加算した結果によるものであった。これについて、準備期間中においても、準備という契約上の役務の提供を受けるものであることから、それを加味して、長契条例に原則として定められている5年以内の契約期間を設定すべきであると考えます。

その他、実質的に導入経費の支払いを長期継続契約の期間で均等に割り振って支払っているものがあり、そういった契約の場合は、導入経費部分の支払いが義務費として契約最終年度にまで及ぶことから、長期継続契約ではなく、債務負担行為による長期契約が望ましい。

今後、長期で契約する場合においては、契約期間や経費の支払い等の契約内容を判断材料として、債務負担行為による予算措置の必要性を考慮しつつ、適切な方法により契約を締結されたい。

- (2) LGWAN等接続系環境整備業務委託について、当業務委託により、当初導入が予定されていたメールサーバを使用することが突如困難となったため、当委託契約業者に追加費用を支払う変更契約が行われ、別のメールサーバが導入されていた。

当メールサーバが使用困難となった理由は、契約後に偶発的に起こった当メールサーバの突然の販売及びサポート中止であり、導入予定だったメールサーバを使用しないとしたことは適切な判断であったと言えるが、こういったことが起こった場合に、システムの稼働が予定に間に合わないことや不利な価格で別の製品の購入を余儀なくされることもありうる。

今後、同様の業務委託を実施するにあたっては、導入予定の製品のサポート期間の確認や導入予定の製品が入らないことも想定した上で仕様書等の作成を行い、リスクに対応した入札及び契約事務の実施に努められたい。